

大阪歯科大学歯学部における勉学とクラブ活動に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪歯科大学学則第1条を遵守、履行し、社会的責務を果たすため大阪歯科大学歯学部（以下「本学部」という。）における勉学の向上促進と部・同好会活動（応援、庶務、会計、飲食を伴うコンパ等含む）（以下「クラブ活動」という。）の適切な遂行のために必要な事項を定める。

(勉学とクラブ活動の両立)

第2条 文部科学省の求める最低修業年限での歯科医師国家試験合格率の向上を図るため適切な勉学活動及びクラブ活動を行い、日々努力し、各学年における試験に合格することを目的として本学部生は自制心を確実に培うものとする。

- 2 新入生において5月・6月に実施する小テストの物理学、化学、生物学、数学の平均得点が学年順位の下位20番に属する者は当該年度のクラブ活動に参加できない。
- 3 第1学年から第3学年において、科目試験及び総括試験（いずれも本試験）の平均得点が下位20番に属する者は、次年度のクラブ活動を禁止する。ただし、追試験を受験した場合はその評価得点を本試験の結果とみなして算入する。また、科目試験で不合格科目を有する者が総括試験本試験を受験し合格した場合は、その評価得点(65点)を本試験の結果とみなして算入する。
- 4 第4学年では、共用試験歯学生CBT（本試験）の不合格者は、第5学年以降のクラブ活動を禁止する。

(試験期におけるクラブ活動)

第3条 各学年における科目試験、総括試験、共用試験、臨床知識試験及び学士試験の1週間前から試験終了日まではクラブ活動を禁止する。

(原級留置者及び再入学・転学部生におけるクラブ活動)

第4条 原級留置者は、その期間のクラブ活動を禁止し、原級留置解除に向けて勉学に励むものとする。第2条に定める要件に当てはまらず、かつ原級留置解除になった者はクラブ活動に復帰できる。

- 2 再入学・転学部生のクラブ活動については入学年度の活動は認めず、それ以降の活動は本規程に準ずる。なお、第5学年、第6学年に再入学する場合は、本規程にかかわらずクラブ活動を認めない。

(クラブ活動に伴う飲食)

第5条 アルコール等の飲酒を伴う会には、クラブのOBを含め、いかなる者もこれを学生（部員）に強要することを禁止する。

(罰則)

第6条 禁止事項に抵触した者及びクラブについては別に定める厳正な処分を科す。

附 則

- 1 この内規は、2018 年 7 月 26 日から施行する。
- 2 この内規は、2019 年 6 月 27 日に改正した。ただし、第 4 条の運用は、2020 年 4 月 1 日からとする。
- 3 この内規は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この内規は、2023 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この内規は、2024 年 4 月 1 日に改正した。